

## 延期できない（緊急性の有る）内視鏡診療

- 1.消化管出血がある症例の内視鏡検査や、消化管出血が疑われる場合
- 2.経口摂取に影響するような嚥下困難がある場合
- 3.胆管炎や閉塞性黄疸、その他有症状の胆膵疾患等内視鏡を使用するの処置が必要な場合
- 4.悪性疾患が強く疑われる場合
- 5.化学療法や手術に先立って行うステージングのための検査としての消化器内視鏡検査
- 6.内視鏡検査・治療によって、対応・管理方法が変わる可能性がある場合
- 7.各施設の責任者が必要と判断した場合

（日本消化器内視鏡学会：新型コロナウイルス感染症に関する消化器内視鏡診療についてのQ&Aより引用）